

伊賀市告示第 135 号

伊賀市緊急工事事務処理要領を次のとおり定める。

平成 26 年 5 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市緊急工事事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀市の発注する緊急工事事務処理に関し、通常の契約手続を一部簡略化することにより迅速な事務執行を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「緊急工事」とは、災害又は事故等により緊急に発注しなければ、市民生活に重大な支障を及ぼすようなものであって、次の各号のいずれかに該当する工事又は修繕をいう。ただし、設計金額 30 万円未満の小規模工事については除くものとする。

堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事等を行う場合

- ア 堤防崩壊に伴う緊急復旧工事
- イ 道路陥没に伴う緊急復旧工事
- ウ 地滑りに伴う緊急復旧工事
- エ 火災に伴う緊急復旧工事
- オ 施設の雨漏りに伴う緊急復旧工事
- カ その他天災等に伴う緊急復旧工事等

電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事等を行う場合

- ア 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
- イ 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
- エ その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等

災害等の未然防止のための応急工事等を行う場合

- ア 堤防の崩壊防止のための応急工事

- イ 浸水防止のための応急工事
- ウ 崖崩れ防止のための応急工事
- エ 外壁落下防止のための応急工事
- オ その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

(業者選定)

第3条 工事担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、機動力と実績等を勘案し、原則として、本市の入札参加資格の認定を受けている者の中から1者を選定するものとする。

(発注手続)

第4条 工事担当課長は、緊急工事を発注しようとするときは、緊急工事の施工及び発注について(伺)(様式第1号)により起案し、工事担当部長の決裁及び契約担当課の合議を得るものとし、工事担当部長は緊急工事を発注する旨を速やかに市長に報告するものとする。なお、予算措置が講じられていないものにあつては財務主管課に合議するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による決裁を受けたときは、速やかに緊急工事発注書(様式第2号)を前条により選定した業者(以下「選定業者」という。)に送付するものとする。

3 工事担当課長は、緊急工事発注書を交付後、速やかに緊急工事承諾書(様式第3号)を選定業者から徴するとともに、工事に着手させるものとする。

(事後の処理)

第5条 第2条各号に規定する工事のうち、早急に工事を施工しなければ、市民の生命、身体及び財産に重大な危険が及ぶ場合等で、前条の手続を経る暇がないときは、工事担当課長は選定業者に緊急工事の着工を指示した後、遅滞なく所定の手続をとるものとする。

(見積書の徴取等)

第6条 工事担当課長は、第4条第2項に規定する緊急工事発注書を送付してから14日以内又は工事完了日のいずれか早い日までに緊急工事見積書(様式第4号)を選定業者から徴するものとする。

(契約手続等)

第7条 工事担当課長は、前条の規定により徴した緊急工事見積書を精査し、適正な金額

であると認めるときは、伊賀市工事手続要綱（平成 16 年伊賀市告示第 88 号）第 3 条第 1 項に規定する予算執行伺兼工事執行伺書により、伊賀市事務決裁規程（平成 16 年伊賀市訓令第 1 号）別表第 1 の財務に関する事項の決裁権者に決裁を得るものとする。

- 2 前項の規定による決裁を受けたときは、速やかに契約手続きを行うものとし、工事担当課長は契約担当課に契約を依頼するものとする。ただし、契約金額が 130 万円未満のときは、工事担当課において契約手続きを行うものとする。

（伊賀市入札参加資格審査会への報告）

第 8 条 契約担当課長は、緊急工事を発注したときは、設計金額が伊賀市入札参加資格審査会規程（平成 16 年伊賀市訓令第 40 号）第 2 条第 4 号に該当する場合について、発注後の直近に開催される伊賀市入札参加資格審査会に報告するものとする。

（その他）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、緊急工事の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

決裁区分	部長	次長	課長	所属 長等	係長	係	会 管 理 計 者	出 室 納 長	
甲									
工 事 担 当 部 課				契 約 担 当 課			起 案 者	審 査 係	
部長	次長	課長	係長	係					審 査 係
財 務 主 管 部 ・ 課 合 議									
部長	次長	課長	係長	係	起案日		年	月	日
					決裁日		年	月	日

緊急工事の施工及び発注について（伺）

下記のとおり緊急工事を施工することとし、発注してよろしいか。

なお、発注先には発注書を送付し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約としたい。

工 事 担 当 課	
工 事 名	
工 事 場 所	伊賀市 地内
天災・事故等の概要 及び経過	
施 工 理 由	
工 事 概 要	
概 算 工 事 費	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発 注 先	
業 者 選 定 理 由	別添随意契約理由書による

様式第2号(第4条関係)

緊急工事発注書

年 月 日

様

伊賀市長

下記のとおり緊急工事を発注しますので、施工してください。

なお、この発注書を受領後、速やかに緊急工事承諾書(様式第3号)を提出してください。

工 事 名	
工 事 場 所	伊賀市 地内
工 事 概 要	
概 算 工 事 費	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
監 督 員 職 氏 名	

留意事項

この発注書を受領した日から14日以内又は工事完了日のいずれか早い日までに、緊急工事見積書(様式第4号)を提出してください。その後、契約手続きを行う予定です。

様式第3号（第4条関係）

緊急工事承諾書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者の氏名

下記について、貴市監督員の指示に従い施工することを承諾します。

工 事 名			
工 事 場 所	伊賀市	地内	
施 工 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
技 術 者 等 氏 名	現場代理人		
	主任技術者又は監理技術者		

様式第4号(第6条関係)

緊急工事見積書

年 月 日

伊賀市長 様

所在地
見積者 商号又は名称
代表者の氏名

下記の緊急工事について、次のとおり見積りいたします。

見 積 金 額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
工 事 名	
工 事 場 所	伊賀市 地内

工事内訳明細書

工 種	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工事価格						
消費税						
合 計						